

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年5月24日掲載)

7/31 修正

No.26	日本の食品表示は、複数の法律に規定され、各府省間に十分な連携がないままそれぞれの観点から表示制度を運用しているため、消費者、事業者双方にとって分かりにくい。主な法律とその目的・表示対象を示せ。		
解答	所管	主な法律	①目的/②表示対象
	農林水産省	JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)	①商品選択のための表示 ②一般消費者向けに販売される飲食物品
	厚生労働省	食品衛生法	①食品安全確保のための表示 ②公衆衛生の見地から表示が必要な食品・食品添加物
		健康増進法	①栄養成分表示 ②栄養成分、熱量に関する表示をしているすべての食品
	公正取引委員会	景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)	①公正な競争確保のための表示 ②各業界が表示に関するルールを定めるもの
	経済産業省	計量法	①内容量の表示 ②正味量の表示が必要な容器・包装食品
(注)関連事項として、2009年度の「消費者庁」創設に向けて、2008年の臨時国会では消費者庁関連3法案が提出される予定である。(2008年7月31日)			

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.